

医師に対する時間外・休日労働の上限規制と健康確保措置の適用
(2024年4月～)

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

+

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

↓

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスク・シフト/シェアの推進

複数主治医制の導入

業務効率化・職場環境改善の推進

＜行政による支援＞

・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援

・経営層の意識改革、医師への周知啓発（研修等）

・補助金による支援 等

2024年4月以降の制度概要

2024年4月以降の制度概要					
水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間	追加的健康確保措置	
				面接指導	休息時間の確保
一般則		—	(原則) 360時間 (例外) 720時間	—	—
勤務医の 上限規制	A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間	義務	努力義務
	連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)		義務
	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間		
	C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間		
	C-2水準	高度な技能の修得のため			

医師の健康確保

＜面接指導＞

健康状態について、研修を受けた医師がチェック

＜休息時間の確保＞

勤務間インターバル規制と代償休息の確保